

第16期船橋市男女共同参画推進委員会第8回会議録

1. 開催日 令和3年7月13日（火）午後1時30分から
2. 開催場所 市役所9階 第一会議室
3. 出席者 10名（欠席3名）
4. 傍聴者 2名
5. 議題
 - (1) 第7回推進委員会でのご意見について
 - (2) 第4次船橋市男女共同参画計画について
 - (3) 第3次船橋市男女共同参画計画の事業評価報告について

〈事務局〉

定刻となりましたので只今より第8回船橋市男女共同参画推進委員会を開始させていただきます。この会議は、船橋市情報公開条例第26条の規定に基づき公開となっております。また、会議録につきましても市のホームページで公開いたします。

配布資料の確認をさせていただきます。次第をご覧ください。

配布資料は事前に郵送させていただいた、

資料1 新旧対照（案）船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の考
え方

資料2 第4次船橋市男女共同参画計画 該当予定事業一覧表

資料3 第4次船橋市男女共同参画計画 体系案

資料4 第3次船橋市男女共同参画計画 令和2年度事業評価報告書（案）

資料5 事業評価作業スケジュール

がございます。

不足等ございませんでしょうか。

よろしければ、以上で、配布資料の確認を終わらせていただきます。

なお本日公務のため、市民生活部長は欠席とさせて頂いております。

〈事務局〉

では、本日の議題に入りたいと思います。この後の進行につきましては、船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱第5条に基づき、会長の大石様にお願い致します。それでは大石会長お願いいたします。

〈大石会長〉

それでは次第に沿って、会議を進めていきたいと思います。

まず議題（1）「第7回推進委員会でのご意見について」事務局から説明があります。事務局よろしく申し上げます。

〈事務局〉

議題議題（１）第7回推進委員会でのご意見についてご説明します。

資料1 新旧対照（案）船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の考え方をご覧ください。前回の会議で頂いた意見をふまえ、要綱の考え方を3点修正いたしました。左側が修正後、右側が修正前の新旧対照表となります。

まず、目的部分に関してですが、前回の会議で「個人の話と、市の話が並列になっている」という事で、もう少しシンプルにできないかというご意見がありました。この点に関してですが、検討いたしまして、市の目的は「市民のため」ですので、どうしても「市民がどうなるか」という部分に触れつつ、市がそれを実現するための施策を行うという2段構えの構成になってしまいます。

そのため、文言自体の構成に関しては、このままにさせていただきたいのですが、せめて「どんなまちを目指すか」という部分が分かりやすいように、「誰もが互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまち」をカッコで括ってみました。

次に、2つ目の（パートナーシップの定義）についてですが、右側の「旧」では、パートナーシップの定義の2つ目で「必要な費用を分担すること」となっておりますが、「同居し、共同生活」という文言と、具体的な費用というところに関してはバランスが悪いとのご指摘を受けました。この点については、「経済的」と多少抽象的に言い換えてみました。また、経済的という点以外にも、精神的・物理的という文言を加え、経済的な部分以外でも共同生活を送るという事を要素として加えました。

最後に、右側の（その他）、1行目をご覧ください。こちら、取り消し線を入れさせていただいたのですが、考え方の部分でLGBTという文言が出てきておりますが、前回の会議で「LGBTという文言ではなく、広く全般を指す性的少数者とした方が文言としては良い」というご意見を受け、修正しました。

要綱の考え方自体につきましては以上となりますが、この要綱の考え方に基づいて、既に具体的に本文の作成に着手し始めております。

具体的な文言につきましては法務課（法務部門）と詰めていこうと考えておりますが、考え方の部分で変更がありましたら、要綱作成に反映させて頂こうと思います。

事務局からは以上です。

〈大石会長〉

ありがとうございました。

ただ今の説明につきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

〈石村委員〉

我々が要望した部分がだいぶ変わっているので検討していただいたかなという風に思っております。目的のところは私が言ったところなのですが、パートナーシップを求める人たちの個人としての尊重を大事にしてくださいと依頼しましたので、その

ことが明確にされたかなと思っております。おそらく次の段階の問題が大きいのだと思っておりますので、要綱という形で行くのだと思いますが、要綱で行った場合に議会の方でどういう動きになるのか、そちらの方も後々会議でお知らせしていただければと思います。

〈大石会長〉

ほかにご意見ございましたらどうぞ。

〈大石会長〉

よろしいでしょうか。

ではガイドラインについてここで事務局から説明をお願いします。

〈事務局〉

ありがとうございます。要綱については、完成したものを9月の推進委員会の段階であらためて報告させていただきます。それとは別の話としてガイドラインについては、みなさんにご意見を頂戴できればと考えておりますので、同じく9月に完成した要綱と一緒に見せしてガイドラインの方に関して市民の方に分かりやすく伝えるということに関する意見ということでご意見を頂戴しようと思っております。事務局からは以上です。

〈大石会長〉

それでは、次回また引き続きよろしくお願いたします。

パートナーシップについてはここまでで、次に議題2の参画計画の方に入ってまいります。それでは、次に「第4次船橋市男女共同参画計画について」事務局から説明があります。事務局よろしくお願いたします。

〈事務局〉

議題(2)「第4次船橋市男女共同参画計画」について説明いたします。資料2「第4次船橋市男女共同参画計画該当予定事業一覧表(案)」をご覧ください。

こちらは、前回ご覧いただきました第4次計画の体系案をもとに、各課に対して計画に該当する事業を照会し、取りまとめたものでございます。

左から「課題」、「方針」、「方策」、「方策の方向性」、「事業No」、「3次No」、「担当課」、「事業」という項目になっております。

「課題」、「方針」、「方策」は、4次計画の体系案の項目となっております。

「方策の方向性」は、各方策に該当する事業を方向性により分けたものです。基本的には3次計画の方策の方向性を踏襲しますが、新たに加わった事業に合わせて5つの方向性を追加しております。

各課の事業につきましては、3次計画から引き続き取り組むものと、今回新しく掲載する事業がございますので、項目の「3次No」は3次計画での事業番号を記載し

ており、「新」と記載された事業は4次計画で新規に掲載する予定の事業です。

方向性が同じ事業を複数の課が実施している場合は、「担当課」の項目に課名を併記しております。

4次計画では、現時点での新規掲載事業は28、事業Noは142までございます。

それでは該当事業予定一覧表をご覧くださいながら、新規に掲載した内容から抜粋してご説明いたします。

まず1ページ、事業No3をご覧ください。事業は「女性消防吏員の採用拡大に向けた積極的な広報等の取組」で、職員採用説明会の場や職員募集ポスター等で女性消防吏員の活躍をアピールするなどの広報により女性の登用拡大に取組む事業となります。

次は2ページ、方策の方向性の11番をご覧ください。方向性「不妊治療と仕事の両立を支援する」を追加しております。事業はNo26「不妊専門相談」で、不妊や不妊治療に関する相談について医師や助産師が個別相談に応じる事業となります。

次は3ページ、事業No32をご覧ください。事業は「養育費の取り決めに促進させる周知・啓発や支援」で、養育費等相談に応じる法律相談や、養育費の取り決めに促進させる支援制度の周知をする事業となります。

次は同じページの、方策の方向性の15番をご覧ください。方向性「困難を抱える人への、多様な主体間による支援」を追加しております。事業はNo39「就労支援事業」で、就労支援員が情報の提供や助言を行いハローワークや各種相談機関との連携を行うなどして支援する事業となります。

次は同じページの、方策の方向性の17番をご覧ください。方向性「性的少数者への支援を図る」を追加しております。事業は「性的少数者の支援のための交流会等の開催」で、性的少数者が抱える孤独感を若いうちに解消できるよう支援する事業となります。

次は4ページの、方策の方向性の20番をご覧ください。方向性「障害者の就労を支援する」を追加しております。事業はNo53の「障害者就労支援事業」で、障害者の職場実習先の開拓や、障害者雇用の推進・啓発等をする事業となります。

次は6ページ、事業No77をご覧ください。事業は「SNS相談事業」で、公認心理士等の相談員が心身の不調や生活の不安などの相談にSNSで応じる事業となります。

次は7ページ、事業No95をご覧ください。事業は「マザーズハローワークの周知」で、子育てと仕事の両立ができそうな求人情報の収集や就職に向けての相談を行うマザーズハローワーク等を周知する事業となります。

次は9ページをご覧ください。9ページの方策の方向性の33番をご覧ください。方向性「子どもの安全な通学経路等を確保する」を追加しております。新規事業は2つあり、一つ目が「市内巡回による犯罪の抑止」で、こちらは青色防犯パトロールカーの市内巡回により犯罪を抑止する事業となります。二つ目が「交通事故防止のための交通安全対策の推進」で、交通安全計画の推進と、保育所等が園外活動で日常的に移動する経路の交通安全環境を推進する事業となります。

ここまでの、該当予定事業一覧表の説明となります。

続きまして、資料3、第4次船橋市男女共同参画計画 体系案をご覧ください。

こちらの資料3の体系案は、前回の体系案から、方策⑥と方策⑧を修正したいと考えて今回ご提示しております。

まず方策⑥は、修正前は「職場におけるハラスメントが行われない職場づくりを促進」としておりましたが、職場という言葉が繰り返されておりますので、「ハラスメントが行われない職場づくりを促進」に修正する案となります。

もう一つの修正点が⑧になります。方策⑧は、修正前は「性の多様性に関する理解の促進」としておりましたが、今回、方策の方向性に「性的少数者への支援を図る」を追加したため、方策⑧を「支援」という言葉を追加して「性の多様性に関する理解の促進と支援」としてはどうかという修正案になります。

事務局からの説明は以上です。

〈大石会長〉

ありがとうございました。それではただいまの説明に関しまして、質問、ご意見お願いします。

〈大石会長〉

それでは、私の方から資料2の事業No5の農業委員会から出てきた「農業委員会への積極的な女性委員の参画の促進」についてですが、農業委員会の事務局がこの事業を出してくれて、他にも委員会があると思うのですが、他の委員会にも働きかければそのような内容を盛り込んでもらうことはできるのでしょうか。促進なので数値目標は無理かもしれませんが。

No4の市民協働課は一般公募の方が来てくださっている審議会は多数あり、それは市民協働課の方で働きかけていただいて増やしていくことはできると思うのですが、行政委員会は全く独立なので市民協働課の範囲内ではないため、今回新しいなと思いました。この流れで他の委員会にどのようなものがあるのかわからないのですが独立の委員会でも同じように「女性委員の参画の促進」を目指してもらおうということが可能なのでしょうか。

〈事務局〉

お答えさせていただきます。行政委員会への働きかけということですが、国もこういった部分の取組は示しているところですので、それぞれの行政委員会に国からもこういった取り組みが示されているということをお示しした上で、最終的に委員を選任されるかは各行政委員会での判断になりますので、お話ししてみたいと思います。

〈大石会長〉

ありがとうございます。ちなみにどうして農業委員会だけが今回入ってきたかという背景について事情をご存じですか。あと、行政委員会はいくつくらい船橋市はお持

ちなのでしょうか。質問の趣旨としては盲点というか全く意識していなかった部分なので、農業委員会にはありがたいということと、逆にそういった発想がないのであれば、農業委員会はこういうことをやっているよとことでその背景をほかの行政委員会にもどうですかと言いやすいのかと思って聞いています。

〈事務局〉

農業委員会がなぜ入ってきていて頂いたかという理由は確認を取っていないのですが、少なくとも農業委員会を含めて全庁的に計画を作る上で確認したところ農業委員会だけが声を上げてくださったという状況です。

〈石村委員〉

いいですか。

〈大石会長〉

はい。石村委員。

〈石村委員〉

独立行政委員会というのは本来的には行政から独立しており、権力が分立し、司法からも独立しています。独立行政委員会の独立性に関しては学問的にもいろいろ分かれています。私も専門的にやっているので判例も紹介していますし、詳しく説明しろと言えば言えますけれど、例えば公安委員会や警察関係に関しては独立性が高いので別個に扱わなければならないということになるかと思えます。

農業委員会に関しては、特に農地の転換の問題が一番大きい仕事だと思うので、それが来た場合にどういう形で女性の視点でやることに意味があるのかなということに女性の委員も入るという視点かと思えます。なので、農業委員会の方からこのような形で参加したいという意向なので、それは尊重した方がいいと思いますが本来的には、大石さんがおっしゃったみたいに入らない形になるのが正解だと思っています。

ついでに、消防のところで、去年も私が質問したところだったと思うので思い出したのですが消防は女性の割合が一番低いので、どうなのですかと言ったらここに入ってきたということなのでよろしいかなと思うのですが、女性の場合やはり消防の現場に行くというのはきついという話なので、現場以外の防災の全体の問題を考えるという意味で女性の視点で入るということはそれは意味があるという風に思うので、全体の市の方向性の問題の絡みでこれは出てきているかなと思えます。

ついでに言わせていただくと、方策①の「市における女性の参画拡大」が1番大事なので、今、国でも第5次の計画が出まして、そこでも市町村レベルで女性の参画がどれだけできるかを期待しますという文言はちゃんと入っています。そういう意味からすると、この①のところはできるだけ30%に近いような形で進めなければいけないと思えます。

ここは船橋市自体も上がっているかなと思えますが、この委員会に関してももう少

し女性の管理職の方が出てきてもいいのかなという気がする。どこでその人事を把握しているのか船橋市の場合分からないが「市職場における管理監督職への女性の積極的登用」について重点的にやっていただきたいというのが私の個人的な意見です。以上です。

〈大石会長〉

ありがとうございました。石村委員の前半の意見を引きつぐような形になりますが、独立性というのもありますのでバランスといいますか市全体でどこまで取り組めるかというところで考えていただいて、もしここに方策として挙げられないということだとしても、こういった働きかけをしていくということでは続けていただきたいと思っておりますので、あまり独立の委員会にこちらから強くというのは、今のお話もありますのでそこはバランスよくやっていただければと思います。ありがとうございました。ほかに質問、ご意見ございましたら。

〈木暮委員〉

ちょっと気になったのが、6 ページの No77「SNS 相談事業」というのがありますが、僕は職種が出版業界なので若い方というのはもうほとんど商品はインスタグラムでしか選んでいないし、Twitter も古いくらいで、SNS 相談事業をここに書くことが SNS ってそんなに使われていないのかという疑問が一つあるのと、令和 2 年度事業評価報告書を見ても個別によくわからなかったのですが、全体戦略として SNS でこういう風に告知をしたらこれだけの効果があるよというのを集中的にやる部門があって各部署がそこに自分たちのこういう戦略があるのだが、これは SNS の告知として若い人に通じるやり方なのかを相談できたらすごくいいと思っています。事業評価報告書を見ると各課が個別にやっている気がしていて、SNS をやるべきコンサルティング的な、そういう部分を統合して指導する部門がないと若い人につながらないのではないかと考えていて、そういう部門があってすでに取り組んでいらっしゃるのでしょうか。それが気になりました。

〈事務局〉

お答えさせていただきます。今のこの質問は大きく 2 つに分かれていたかと思うのですが、今回の No77 の SNS 相談事業についてですが、実際に使っているものは LINE を活用してという内容になっています。実際の運用としては、聞いている範囲では通常の窓口や電話での相談よりも若い方からのご相談が多いという傾向があるということ把握しているということでした。

二つ目の全体を統合して把握する部署という部分なのですが、委員からもご指摘があったように SNS 相談事業というのは、基本的にひとつの所属の方で実施しているところですので、例えば SNS に特化して全体の部分を統合しているというような形はまだ見受けられないと認識しております。

〈大石会長〉

いかがですか。

〈木暮委員〉ありがとうございます。僕からの意見としては、若い人の LINE の活用は大きいと思っていて、僕のいる連絡会もコロナのこともあって全体の業務のほぼほぼ 9 割方を LINE に移行して会議をしているのですが、藤田さんが代表されているパパ会とかも LINE を活用して、僕も入れていただいてすごく参考になっているのですが市の方でも各事業の方に指導できるような知識やデータをもっている部門があったら全然効果も変わってくるのかなと思っていて、この報告書をみると利用者とかもあるのですが、インターネットを活用するという視点を強めたほうがいいというのがもともとあったので、一意見なのですが SNS は重視してそういう部門の創設なども考えていただければと個人的には思っています。

〈大石会長〉

ありがとうございました。課としてもしくは部として意見を持って帰ってもらうということでもよろしいでしょうか。それでは、すぐという訳ではないとしても市の方としても常々広報や若い世代への情報発信も含めて課題としては取り組んでいらっしゃるので、こういった意見は必要ですので伝えていってください。では、他に質問、ご意見ございますか。

〈黒田委員〉

方策の方の No 8 の「性の多様性に関する理解の促進と支援」のところで、これまでも議論してきているのですが、性的少数者の方のパートナーシップに関しての住まいや就職の支援といったところや病院などの周知という意味では方策 16 の No41 新しいリーフレット等による周知に入るのか、それよりもっと、積極的な周知というよりは支援に入ってくるのか。新規事業の No41 や 43 までやっていただけなのかなどが話の中でなかったのを教えていただければと思っています。

〈事務局〉

積極的な支援について、No17 が実際の性的少数者への支援を図るということになりますが、実際具体的に何をやるかという、性的少数者の方の支援のための交流会を以前からやっていて、引き続きやることは考えています。パートナーシップの話ですがそこに関する周知はどちらかといいますと No41 リーフレット等の周知に入るかなと現状では思いますが、例えばパートナーシップを実際の支援とした場合にその周知となるとどうなるかという少し迷ってしまうところがありますが、こういった制度をやります、リーフレットを作りますということで周知するのであれば No41 リーフレットの周知にあたるかなと思います。そのあたりは、どこにおいても事業としてはやるので今後おいおい考えていこうかなと思っています。

〈大石会長〉

黒田委員、よろしいですか。

〈黒田委員〉

ありがとうございます。たとえば就職とかで企業への連携とかの話だと、市民協働課だけでなく、もしくはむしろほかのところとの共同かという部分があるので、もう少しこの部分を広げるほうがいいのかとか、支援と書くのであれば、交流会だけですと中のことで終わってしまうのもっと広げていけばいいのかと思って申しあげました。

〈大石会長〉

他に質問、ご意見いかがでしょうか。

〈藤田委員〉

2 ページNo8の「男性の子育てへの参画を促進するための情報や学習機会を提供する」の中で、男性の子育て参画のための講座の開催、パパママ教室があるなかで、新しく支援というところで地域保健課の方で、父親向け子育て情報小冊子の配布というところがありますが、具体的に動きがあれば教えていただければと思います。

〈大石会長〉

事務局でお分かりになりますか。

〈事務局〉

今のご質問の部分ですが、地域保健課という所属の方で父親が前向きに子育てに参加できるように母子健康手帳交付する時に、妊婦の夫、パートナーに対し、父親向けの子育て情報小冊子を配布するという事業になります。本日その物はもってきていませんが、そういった内容ということでご理解いただければと思います。

〈大石会長〉

藤田委員はご覧になったことがありますか。

〈藤田委員〉

いや、見てないので、ぜひ物があればというところと、パパ会というところでやっていますので、父親向けの情報冊子の内容等のお手伝いをさせて頂ければというところで、後で相談させてください。

〈大石会長〉

木暮委員はご覧になったことありますか。

〈木暮委員〉

僕も連絡会で基本的に保育園の代表になりますが、今のところ見たことはなく、話題にもなっていないですが、市民の団体が委員にいますのでデータをPDF化して頂けたらLINEで流すなど可能です。市民のネットワークがあり、良く動いているので、検討して頂いて。僕のほうでも（PDFを）頂ければ流しますので。

〈大石会長〉

ありがとうございます。関係課に伝えて頂く時に、データを流せば「こういった方がいいのではないか」等改正や手直しのご意見を頂けると思うので、意見をまとめ、校正し印刷するというタイミングに合うような形で皆さんの意見を取り入れていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

他にはいかがでしょうか。

〈石村委員〉

去年、船橋市の主催で講演会があって東大の先生が男の家事のススめといったことをされましたよね。子育てだけではなくて家事全般に関して男が参加する、それは要するに家事はお金の評価が見えないところになっていて、しかしそれは誰かが分担しなくてはいけない訳で、それを男もやらなくてはならないということなので、その部分を生かすという意味で、男性も家事に参加するという、子育てだけでない工夫をして頂ければと思いますが。

〈大石会長〉

具体的に事業として、何か付け加えたほうが良いというご意見ですか。

〈石村委員〉

男性に対して料理教室をやってみたり、そういう事をできる環境があれば良いと思っています。

〈事務局〉

言葉としては出てきていませんが、10ページのNo17男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実という方策の中で、事業名としては出てきていませんが、公民館が料理教室などの男女共同参画社会の実現を目的とした事業を実施するという事になっております。

〈石村委員〉

わかりました。

〈大石会長〉

それでは、次どうぞ。

〈文川委員〉

事務局が言われました公民館の男子の料理教室は、自連協でも社教と一緒に男性の料理教室を年に何回か開いている。高齢者や現役のサラリーマンも参加しているので、今後おいおい拡大されると思います。今は少ないですが、今後増えていくと思います。

〈大石会長〉

ありがとうございます。事業報告書の評価シート130ページ、事業番号109の中で男性を対象とした料理教室を5館で開催し延430人が参加しており、今後も継続して増やしていこうという目標になっていてそういう傾向かなと思います。

〈木暮委員〉

補足ですが、効果が高いコミュニティがあるので、公民館でお父さんの料理教室を開催するよりも、そういったパパさんのネットワークに流す方が効果が高いとっていて、手始めにどういったコミュニティがあるのかっていうのを捉える課があっても良いと思います。どのくらいの団体があって、効果の高い団体がどこなのか、協働できるところは協働していくというのが早いのかとっていて、そういうのを市がどういった団体があるかを確認する部署があってもおもしろいかなと思います。

〈藤田委員〉

たぶん、それって市民協働課だと思うんですけど。

〈木暮委員〉

なるほど。まさにそのままなんだ。

〈大石会長〉

どうでしょう。事務局から。

〈事務局〉

ご指摘の通り、市民活動の把握や活動の支援をするのは私共の所属の使命でございます。

〈大石会長〉

木暮委員がおっしゃったSNSの件もですが、市民協働課が市民活動団体を把握しているとしても、それをこういったことをしたいという所属に対しても、例えば児童家庭課が何かをするときにはこういったグループに流すと良いというような情報の共有ということですね。

〈木暮委員〉

それもなんですが、私の団体には署名のお願いみたいなのがくることがあるのですが、市民協働課からはそういったお願いをされたことはないし、告知をお願いしますといったこともお願いされたことがなかったので、自分が委員でありながら市民協働課とは何もしていないな、他からはお願いされることがあるのにとおもって。言っているだけでできる部分があるので活用して頂きたい。

〈大石会長〉

大変ありがたい申し出なので広げていって頂ければと思います。

〈石村委員〉

以前、市場でお魚の料理をするっていうのをやっていたんだけども潰れちゃって。そういうのもやって頂きたいなど。

〈大石会長〉

今のお料理の関係で市場だと漁港さんとかの連携ですかね。

〈事務局〉

今頂いた石村委員のお話については直接連携はしていないかと思いますが、団体同士をつなぐとか、団体から情報を頂いたり、必要なところに流すという部分はまだまだ足りていないと思うので、取り組んでいきたいと思っています。

〈大石会長〉

はい。ありがとうございます。では他に、今日は計画の関係が中心ですので、ご意見があればお願いします。

〈藤田委員〉

各団体をつなげることが大事になる。自治会とパパ会など含めた横のみでなく、様々な年齢層の縦もつなげていくようなことでだいぶ変わってくると思うので、ぜひお願いしたい。ネットワーキングを個人対個人から、市民がやっている様々な雑誌の方が活性化している気がするので、そういうところともつなげていくなど考えていただければと思います。

〈木暮委員〉

連携した事例として公立保育園管理課から「散歩の再開」についてアンケートを依頼されて各保育園にアンケートを取ったという事例もあるので、今後活用していただきたい。

〈大石会長〉

ありがとうございます。

〈石村委員〉

4次計画の課題Ⅲの配偶者等からの暴力の根絶で、「等が」入っているわけですね。最近、配偶者以外の形での性暴力では恋人同士などもあり、どういった形で扱うのかをお伺いしたい。教育的な配慮が出てくると思うので、男から女への暴力にいろいろな形があるので、どういった体制づくりをするのか、どこの欄で扱うのか。国も立法を変えるようなことを聞いています。市もどうやって扱うのかを聞きたい。

〈事務局〉

市の方でも主に男性から女性に向けた暴力へのご相談やそれ以上被害を拡大させないための取組をしている部署があって、そこで直接女性の保健師等の相談員が相談を受けたり、状況によってはある程度別に生活する状況にもっていかなければならない場合には、県に協力を頂き対応しています。今、課題になっているところなので、今後も強化をしていくことを考えており、昨日も所管課と打合せを行っております。

〈大石会長〉

デートDVについては事業を実施されていたと思うのですが、それはこの中では事業のどこに含まれますか。

〈事務局〉

事業番号ですとNo63の「DV防止のための講座等の開催」の中で通常のDVや恋人同士のDVについても啓発していく予定でございます。

〈大石会長〉

石村委員、いかがですか。

〈石村委員〉

了解しましたが、この話は多面的な部分があって、本来でいえば男女共同参画以外の内容なのですが、それが入ってきてしまっているので、駆け込み寺のように逃げなくてはいけないような方もいる訳で、コロナで世界中問題になっているので、どうなのかなと思っただけです。

〈大石会長〉

時間も無くなってきたので、第4次計画について何か言い残したことがあればどうぞ。

〈事務局〉

資料3の体系案⑥の「職場におけるハラスメントが行われない職場づくりを促進」について「職場」が重複するため削除するというお話をしたのですが、今気づいたので

すが、職場づくり「を」よりも職場づくり「の」促進の方が適しているかなと気づきましたので、この場で修正させて頂ければと思います。よろしくおねがいします。

〈大石会長〉

はい。ではこちら修正をお願いします。

いろいろなご意見ありがとうございました。

議題3第3次船橋市男女共同参画計画 令和2年度事業評価報告書(案)について事務局から説明をお願いします。

〈事務局〉

議題2のことで補足ですが、4次計画策定の今後の流れについて、9月予定の推進委員会では、体系を基に計画の原案となる「素案」へのご意見を頂き、10月予定の推進委員会では、「素案」の確認作業をして頂く予定です。

その後12月中旬にパブリックコメントを実施して市民の意見を聴取します。1月にはパブリックコメントを踏まえた素案の修正、2月に最終案を決定、3月に議会に報告して最終的に決定するという予定であります。

その上で議題(3)第3次船橋市男女共同参画計画 令和2年度事業評価報告書(案)についてご説明します。平成29年4月から始まった第3次船橋市男女共同参画計画が効果的に推進されていることを点検、評価するためのものです。まず、別紙の資料5をご覧ください。事業評価作業スケジュールでございます。下の図をご覧ください。こちらは評価の流れになっております。

事業担当課が各年度で実施した事業について、各課は①の依頼をうけ、②の評価シートを作成提出します。その評価シートを取りまとめた③の「評価報告書(案)」を、④の、関係各課で構成された「庁内連絡協議会」にて点検、評価した後、⑤で当推進委員会からご意見をうかがうという流れとなります。

また、今回の推進委員会のご意見をうけて、⑥番のように最終的な「事業評価報告書」を作成して市役所各課及び議会等に配布することとなります。

次に、評価する対象事業についてご説明します。資料3 評価報告書(案)をご覧ください。こちらの2ページ目をご覧ください。男女共同参画計画の施策の体系図がございます。こちらは施策の体系として、男女共同参画を推進していくための目標、課題、方針、方策を記載しております。これらの体系に基づいて各担当課が事業を行い、男女共同参画を推進することとなります。

さらに13ページ目をご覧ください。右側の4.個別事業評価シートとなっておりますが、ここからは各課で作成した個別事業評価シートを掲載されております。次のページをご覧ください。ここでは、事業番号1「市職場における管理監督職への女性の積極的登用」を例にご説明します。

まず、上から計画の施策の体系に沿って「課題」「方針」「方策」「方策の方向性」そして、事業番号と担当課が行う事業名が記載されています。第3次計画の事業数は1

15事業あり、各事業について担当課がこの評価シートを作成いたします。

このシート中段の令和2年度実績の欄をご覧ください。左から、「具体的な事業」、「実績」と並んでおり、事業の成果を図る目安として指標とそれに対する目標値を記載しております。目標値に関しましては、次期計画の策定作業に入る令和2年度・平成32年度を目標とする数値ですが、一部他の計画に併せまして31年度を目標としているものもあります。なお、目標年度につきましては、計画策定開始年である、令和3年度の前年を設定しておりますので目標年度は令和2年度となります。

また、目標値の右にある「今後の進め方」は、拡大・継続・縮小・廃止からの選択方式としております。

次に、下の表の男女共同参画に配慮した項目についてご覧ください。男女共同参画社会基本法の基本理念を基に項目を設定して、事業の実施にあたって男女共同参画の視点からどの項目に配慮したのかを選択するという方式とさせて頂いております。方策の観点からの自己評価につきましては、例えば事業番号1の方策に関しては「市における女性の参画拡大」となりますが、この事業を実施したことによって、方策の示す事に対するの評価となり、その根拠を「その評価した理由」欄に記載し、その下には事業の今後の課題を記載しております。このように評価項目に対し理由と事業に対する課題を記載することで、その事業の効果が再認識され、次年度の事業に活かせると考えております。

これらの事業と指標につきましては、それぞれ一覧表にしたものがあります。ページを戻りまして、3ページ目をご覧ください。こちらの事業一覧表は各課の事業をまとめた表です。また、これらの事業の指標についてまとめた表が7ページ目にございます。最後に、12ページ目をご覧ください。こちらは、担当課が評価したもののまとめとなります。評価結果についてご報告します。

(2) 自己についての①をご覧ください。各事業の、男女共同参画について配慮した項目についての集計データとなります。

傾向としては、「男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別を無くすことに配慮した」が最も多く、次に「性別による固定的役割分担意識が男女の社会参加に影響しないように配慮した」が多いという結果となりまして、関係課の多くが男女平等と人権の尊重への配慮を行っていることがうかがえます。この部分は引き続き各課で意識して事業を行えればと考えております。

また、方策の観点からの自己評価②については、「効果があった」が31事業、「一定の効果があった」が81事業、「あまり効果がなかった」は3事業という結果となり、

「新型コロナウイルス感染症の影響で中止したため評価なし」とした事業は7ありました。

コロナ禍という状況であるため、全体的に低調な評価ではありますが、今後につきましても感染症対策を行ったうえで実施可能な事業については継続し、男女問わず人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる環境が整備されるよう努める必要があります。そういったところを文章でまとめさせていただいたのが3. 評価結果となります。事業評価報告書につきまして以上となります。

〈大石会長〉

ありがとうございました。それではただいまの説明に対し質問、ご意見よろしくおねがいします。

〈山下委員〉

説明の中で、12ページの自己評価②であまり効果がなかったという3件を見させて頂いたが、58ページ No40、85ページ No65についてはコロナの影響で中止し活動実績がないという結果だと思うので、12ページの資料では「新型コロナウイルス感染症の影響で中止したため評価なし」に区分したほうが近い判断になるのではないかと思う。全体的な統一性を図って頂きたい。137ページ No115 女性消防団員入団の促進については、性質上今後継続していくことは問題ないものだと思うが、「あまり効果はなかった」が継続するというのであれば、今後の課題の部分をもう少し具体的に、どういった形で変更するからこそ継続する意味があるというところまで記載して頂ければと思います。

〈大石会長〉

No115については意見を持って帰って頂きたい。No40と65の評価について事務局で何かありますか。

〈事務局〉

自己評価については担当課につけて頂いているものですが、確かにコロナウイルス感染症の影響であれば評価なしという考え方もあると思いますので、担当課と調整し作成いたします。

〈大石会長〉

41ページの No24に自己評価が記載されていないが、これは漏れているだけなのか。こちらの確認もお願いします。

〈事務局〉

はい、確認させていただきます。集計途中の場合なので評価をしていない事もありますので、担当課と調整させて頂いて作成したいと思います。

〈木暮委員〉

評価シートを見ると予算などを記載されることがない。公立保育園がある理由はアレルギー児童など少数者に対応するために公立保育園が必要だということは分かっているのですが、そうするとすべて必要ということになってしまう。あくまでも事業については予算が関係していると思っている。この事業にこれだけのお金をかけてこの効果であればやめた方がいい。この事業がこの値段でできるのであればほとんど効

果はないが継続すればいいのではないかと考えている、この委員会
が事業とかの削減などに対する市民のチェック機構としてあるのであれば、予算がないと話がしづらいなと思っている。この事業報告書をもらったからといって市民の目線からこれをやめた方がいいという意見が絶対言えないと思うがどのように考えればよいか。

〈大石会長〉

事務局お願いします。

〈事務局〉

ご指摘頂いた通り行政はセーフティーネット的な位置づけの役割が大きいと
思っていて、本来ですと限られた予算の中で優先順位をつけて優先順位の高いものから行
っていくことが当然のことかと思うが、そうはいつでもその事業をやめるわけにはい
かないというのも一方ではあって、日々悩みながら業務を進め予算を確保し模索しな
がらやっている状況です。

〈木暮委員〉

予算がないことはわかっているが、誰かしら意見を言い続けたほうがいいかなとも
思っています。

〈藤田委員〉

セーフティーネットなので、予算がかかるからやめるという選択肢は難しいと思
うが、いくら掛かっているということを示しておくことは大事だと思うので、評価には
使わないとしても、それぞれのところに記載しておくことは税金をいくら使っている
ということを示すためにも必要かなと思います。

〈木暮委員〉

書けるならばぜひお願いしたい。

〈大石会長〉

書けるか書けないか今わかりますか。

〈事務局〉

難しい問題がありますので持ち帰らせていただきます。

〈黒田委員〉

やむを得ずオンラインになったものもたくさんあると思うが、インターネットのオ
ンラインであれば受講できる層があると思っていて、遠くだと行けないけれど家でイ
ンターネットであれば参加できるということがありと参加率が上がったこと、

それは周知をしていく上では大切なことだなと思っています。周知は SNS も LINE や インスタグラムなどのところからつながっていったり、学生を見て思うのは YouTube で映像が残っていると、情報公開の問題はいろいろあると思うが、参加申し込みをした人は限定的に何日間は映像が見られすよということができれば見れなかった人が見ることができるとか、そういったことが今後整備される必要あるのかな、情報が集約できるといいなと思っています。今後の課題として、今後できれば対面でやろうと思っていると思うのですが with コロナやポストコロナの考えでもオンラインを広めて頂ければ、今後も検討して頂ければと思います。

〈大石会長〉

他はいかがでしょうか。

〈木暮委員〉

お母さん方にいろいろな質問を受けるが、なかなか市民がやっている団体でも悩みを持っている人が自分から行くってことはとても大変でコロナになってもっと大変になっているので先ほどの意見はとても大事だと思う。そうすると、アクセスしたらいつでも見られる、そこが残っている。YouTube にいつでも紹介動画や DV で困っている人とかはそうなんだよとか、DV ってそもそも悪いことだよってということなど学校の道徳でやっているとは思いますが、市が紹介しているものが媒体として残っていることは効果のあることだなと思っているのでやって頂ければと思います。

〈大石会長〉

市民協働課の方で何かネットを使った取り組みをみなさんにお伝えできる事がありますか。

〈事務局〉

男女共同参画についてはなかなか今年もできてない部分がありますが、市民協働の部分では学生に向けた夏のボランティア体験やこれからお知らせする市民団体を市民に紹介するイベントについては可能な限り WEB や YouTube を活用してやっていこうと試行錯誤している状況です。

〈大石会長〉

他いかがでしょうか。

では意見を持ち帰って頂いて事業評価については9月ということによろしいでしょうか。では以上を持ちまして本日の議題は終了となります。